

淀川水系流域委員会様

酒井 隆

淀川水系流域委員会の審議に係わる資料を意見書として提出します。

C3051 ¥4900E



9784381015587

定価(本体4,900円+税)



1923051049004

国土交通省河川局河川環境課

監修

財団法人ダム水源地環境整備センター

編

# ダムの管理 例規集

平成18年版



山海堂

# ダムの管理 例規集

平成18年版

隆氏

国土交通省河川局河川環境課 監修  
財団法人ダム水源地環境整備センター 編

山海堂

## 第7編 ダム管理一般

1. 「森と湖に親しむ旬間」
  1. 昭和62年度「森と湖に親しむ旬間」の実施について……………660
2. 「水源地域ビジョン」について
  1. 「水源地域ビジョン」による21世紀のダムづくりの推進について……………661
3. ダム等の管理に係るフォローアップ制度
  1. ダム等の管理に係るフォローアップ制度の実施について……………668
  2. ダム等の管理に係るフォローアップ調査要領について……………673
  - ダム等の管理に係るフォローアップ調査要領（案）……………673
4. ダム管理情報の取扱い
  1. 洪水時のダムの放流に関する映像情報の提供について……………675
  2. ダム放流警報施設、電光掲示板等河川管理施設の開放について……………678
  3. 国土交通省所管ダムにおけるダム管理情報の一般への提供について……………685
  4. 国土交通省所管ダムにおけるダム管理情報の一般への提供の追加について……………689
5. その他
  1. ダム管理設辦券在会の設置について……………690
  2. 「ダム管理連絡協議会の設置」について……………694

### 3. ダム等の管理に係るフォローアップ制度

#### 1. ダム等の管理に係るフォローアップ制度の実施について

平成14年7月24日 国河第32号  
 各地方整備局長  
 北海道開発局長  
 沖縄総合事務局長  
 水資源開発公団総裁  
 国土交通省河川局長から

河川総合開発事業によって設置したダム、堰若しくは湖沼水位調節施設又は遊水地のうち、管理に移行する施設又は管理段階の施設（以下「ダム等」という。）においては、「ダム等の管理に係るフォローアップ制度の試行について」（平成8年2月7日付け建河開発第18号）を通知し、フォローアップ制度を試行してきたところである。

一方、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的に「建設省所管公共事業の事後評価基本方針（案）」が平成11年8月13日に出され、これに基づきダム等の事後評価については、フォローアップ制度の手続きが行なわれた場合においては事後評価の手続きとしてこれを位置付けることとしている。

このような状況を踏まえ、ダム等について、一層適切な管理を行なっていくことが重要であることに鑑み、下記によりダム等の管理状況を的確に把握し、事業を巡る社会経済情勢等の変化を踏まえ、その事業の効果や環境への影響等を分析・評価し、必要に応じて改善措置を講じる必要がある。そのため、下記によりダム等の管理に係るフォローアップ制度を本格的に導入することとしたので、遺漏のないようにされたい。

#### 記

##### 1. 目的

フォローアップ制度は、ダム等について、別紙「ダム等管理フォローアップ委員会設置・運営要領」に基づき、ダム等管理フォローアップ委員会（以下「委員会」という。）を設け、同委員会の意見を聴いて、管理段階における洪水調節実績、環境への影響等の調査及びその調査結果の分析と評価を一層客観的、科学的に行い、当該ダム等の適切な管理に

##### 1. ダム等の管理に係るフォローアップ制度の実施について

資するとともに、ダム等の管理の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

##### 2. 対象ダム等

フォローアップ制度の対象ダム等は次に掲げるものとする。

- (1) 特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）に基づく事業又は直轄河川総合開発事業に係るダム等のうち国土交通省が直轄管理を行っているもの
- (2) 水資源開発公団（以下「公団」という。）が実施する事業（水資源開発公団法（昭和36年法律第218号）第55条第2号に規定する施設に係る事業とする。）に係る特定施設

##### 3. 事後評価の位置付け

「建設省所管公共事業の事後評価基本方針（案）」（平成11年8月13日）に基づきダム等の事後評価については、フォローアップ制度に基づいた手続きが行なわれることで、事後評価の手続きとしてこれを位置付けるものとする。

##### 4. 実施時期

フォローアップ制度は、管理に移行するダム等については、管理に移行する年度の前の年度から、試験湛水を実施するダム等については試験湛水を開始する年度の前の年度から実施することとする。

##### 5. フォローアップ調査

###### (1) フォローアップ調査の実施

地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長又は公団本社若しくは支社等の長（以下「地方整備局長等」という。）は、別に定める「ダム等の管理に係るフォローアップ調査要領」に基づき、対策ダム等に係る洪水調節の実績、環境への影響等の調査（以下「フォローアップ調査」という。）を実施することとする。

###### (2) 年次報告書の作成

地方整備局長等は、毎年3月末までに前年度におけるフォローアップ調査の結果及びその分析をとりまとめた年次報告書を作成し、これを本職に提出することとする。

###### (3) 定期報告書の作成

地方整備局長等は、原則として5年ごとに過去の調査結果の分析・

評価を行ない定期報告書としてとりまとめ、これを本職に提出することとする。なお、大規模な洪水や濁水による被害が発生した場合、または地方整備局長等が必要と認める場合にも前段の手続きを行うこととする。

## 6 委員会

### (1) 委員会の設置

地方整備局長等は、学識経験を有する者からなる委員会を設置し、フォローアップ調査の実施及び定期報告書にとりまとめられた調査結果の分析・評価について意見を聴くこととする。

### (2) 委員会の意見

地方整備局長等は、委員会の意見を尊重して、その後のフォローアップ調査の実施及び適宜必要な改善対策を行うこととする。

## 7 モニタリング部会

### (1) モニタリング調査

地方整備局長等は、フォローアップ調査の一環として、調査の開始段階において、フォローアップ調査の内容よりも詳細に環境変化などを分析・評価するため、モニタリング調査を実施する。

### (2) モニタリング部会の設置

モニタリング調査が実施される期間、委員会に、モニタリング調査計画の作成又は変更及びその調査結果の分析・評価について意見を聴くため、当該ダム等ごとにモニタリング部会（以下「部会」という。）を設置することとする。

### (3) 部会の意見

委員会は、その定めるところにより、部会の意見をもって、当該ダム等に係るフォローアップ調査についての委員会の意見とすることができる。

## 別紙

### ダム等管理フォローアップ委員会設置・運営要領

#### 1 名称

△△地方ダム等管理フォローアップ委員会（以下「委員会」という。）とする。

#### 2 設置

(1) 委員会は、地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局ごとに設置する。

(2) 委員会の設置者は次に掲げる区分によることとする。

- ① 北海道開発局、東北地方整備局、北陸地方整備局、中国地方整備局又は沖縄総合事務局（以下「北海道開発局等」という。）  
北海道開発局長、地方整備局長又は沖縄総合事務局局長
- ② 関東地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、四国地方整備局又は九州地方整備局（以下「関東地方整備局等」という。）  
地方整備局長及び公団本社又は支社等の長

#### 3 組織

- (1) 委員会の委員は、学識経験を有する者のうちから、地方整備局長等が委嘱する。
- (2) 委員会の委員の総数は、おおむね 10 人程度とする。

#### 4 委員長

- (1) 委員会に委員長を置くこととし、委員長は委員間の互選によってこれを定める。
- (2) 委員長は会務を総理する。
- (3) 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

#### 5 特別委員

- (1) ダム等に関するモニタリング調査もしくは定期報告書にとりまとめられた調査結果の分析・評価について検討を行うため必要がある場合には、委員会に特別委員を置くことができる。
- (2) 特別委員は、当該ダム等に関し学識経験を有する者のうちから、地方整備局長等が委嘱する。

6 モニタリング部会

(1) 名称

〇〇ダムモニタリング部会（以下「部会」という。）とする。

(2) 組織

部会に属すべき委員及び特別委員は、委員長が指名する。

(3) 部会長

(1) 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員がこれに当たる。

(2) 部会長は部会の事務を掌理する。

(3) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

7 議事

(1) 委員会又は部会の会議は、委員及び議事に関係のある特別委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

(2) 委員会又は部会の議事運営については、委員及び議事に関係のある特別委員の意見を聴いて定めることとする。

(3) 委員会又は部会は、会議終了の都度、その議事内容の概要を公表することとする。

8 委員会又は部会の意見

(1) 委員会は、フォローアップ調査の内容及びその調査結果の分析・評価について、委員及び特別委員の意見をとりまとめ、委員会の意見として述べることとする。

(2) 部会は、モニタリング計画の策定及び調査計画の内容及びモニタリング調査結果の分析・評価について、部会に属する委員及び特別委員の意見をとりまとめ、部会の意見として述べることとする。

9 事務局

委員会の事務局は、北海道開発局等については、地方整備局河川部、北海道開発局建設部又は沖繩総合事務局開発建設部に置き、関東地方整備局等については、地方整備局河川部及び公団の本社又は支社に置くこととする。

2. ダム等の管理に係るフォローアップ調査要領について

平成14年7月21日 国河環第33号  
各地方整備局河川部長  
北海道開発局建設部長  
沖繩総合事務局開発建設部長  
あて  
河川局河川環境課長から  
水資源開発公団管理部長

標記について、「ダム等の管理に係るフォローアップ制度の実施について」（平成14年7月24日付け国河環第32号）の記の5の1の「ダム等の管理に係るフォローアップ調査要領」を別添のとおり定めたのでこれに基づき調査を実施されたい。

ダム等の管理に係るフォローアップ調査要領（案）

ダム等の管理に係るフォローアップ調査の調査項目と内容は、原則として、次のとおりとする。

1 水質調査

ダム貯水池、流入河川及び下流河川における

(1) 環境基本法第16条1項の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準及び生活環境の保全に関する環境基準）に係る項目

(2) 富栄養化現象に係る項目

(3) 冷水現象及び濁水長期化現象に係る項目

(4) その他、当該ダム貯水池において必要と認められる項目

について、各ダムの実状を勘案の上、適切な頻度で水質調査を実施すること。

2 生物調査

「河川水辺の国勢調査」の実施について」（平成6年6月28日付け建設省河治発第51号、建設省河開発第88号）別紙「河川水辺の国勢調査」実施要領により、生物調査を実施すること。

3 堆砂状況調査

「ダム堆砂状況の報告について」（平成13年5月22日付け建設省河開

発第8号)により、堆砂状況調査を実施すること。

4 水源地域動態調査  
「河川水辺の国勢調査」の実施について(平成6年6月28日付け建設省河治発第51号、建設省河開発第88号)別紙「河川水辺の国勢調査」実施要領」及び「水源地センサスの実施について」(平成5年1月7日付け建設省河開発第1号)別添「水源地域センサス実施の手引き」により、水源地域動態調査を実施すること。

5 洪水調節及び利水補給の実績  
「国土交通省所管の多目的ダムに係るダム管理年報について」(平成14年2月19日付け国河環第102号)及び「多目的ダムにおける洪水調節に関する報告について」(昭和38年7月10日付け河開発第325号)により、洪水調節及び利水補給の実績を調査すること。

6 その他の調査  
各ダムの状況を勘案した上で、必要に応じ、その他の調査についても実施すること。

723-7 / 7

## 4. ダム管理情報の取扱い

### 1. 洪水時のダムの放流に関する映像情報の提供について

平成13年9月17日 国河環第38号  
北海道開発局建設部長  
各地方整備局河川部長  
国土交通省河川局河川環境課長から  
沖繩総合事務局開発建設部長  
水資源開発公団管理部長

標記については、「新しい時代のダム管理を考える研究会」からの提言を踏まえ、今後、ダム管理情報を国民に対して分かり易く提供して行くことの重要性に鑑み、所管ダムの管理者においては、積極的に取り組んで頂いているところである。

一方、洪水時のダム放流に関する映像情報は、提供者側(ダム管理者)及び情報の受け手側のダム操作に対する基本的な認識の違いによって、たとえば洪水時にダムから放流することの必要性や流入量以上の放流を行っているのではないかとの疑問等洪水調節操作に関する誤った理解を生ずる可能性も有している。

このため、今後、洪水時のダム放流に関する映像情報を提供するに際しては、映像情報の正確さを期するため、ダム管理者からの操作状況に関する十分な説明を付すとともに、ダムの流入量及び放流量並びに貯留状況の情報も併せて提供する等、ダムの洪水調節操作に関する正しい理解を促すよう下記の点に十分留意するよう取り図られたい。

なお、管轄区域内の所管ダムの管理者に対する周知徹底を併せてお願いする。

#### 記

#### 1 リアルタイムでダムからの放流映像を提供する場合

ダムの放流映像をリアルタイムで提供する場合は、少なくとも映像の時刻、ダム流入量、放流量、調節量及びダム流域の時間雨量(算定又は観測時刻)を併せて掲載するとともに、操作状況についても、たとえば、洪水調節開始前、洪水調節中、洪水調節終了などの説明を加えるものとする。

なお、流入量、放流量、調節量及び雨量等のデータについては、従前